

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者には、お申し出があれば次のような特別のお取り扱いをいたします。詳細につきましては、当社の担当職員にお申し出いただくか、以下のお問合せ窓口にお問い合わせください。

1. 保険料の払込みに関する期間の延長

被災により保険料のお払い込みが困難な場合、お申し出により、保険料の払込みに関する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払い

お手続きの際、本人確認書類基準の一部緩和等により、迅速なお支払いに努めております。

法適用日	適用事由	適用市町村	お問い合わせ窓口	
令和元年 8月28日	令和元年8月の 前線に伴う大雨	佐賀県 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、神崎郡吉野ヶ里町、三養基郡山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町	<ライフプラザ佐賀※> 0952-32-2727	※大雨の影響で上記窓口の営業を一時的に停止しております。ご迷惑をお掛けして大変申し訳ございません。下記コールセンターにお問い合わせください。
				※ライフプラザの電話・来店受付時間については こちら を参照ください。

お問い合わせはニッセイコールセンターでも承っております。

(ニッセイコールセンター) 0120-201-021

電話受付時間 月～金曜日 9～18時 土曜日 9～17時

・ 祝日、12/31～1/3 は除きます

・ 携帯電話・PHSからもご利用になれます。通話料は無料です。

※電話が混み合っつながりにくいことも考えられますが、ご容赦ください。